

統計調査等業務最適化推進協議会の運営について（案）

2006年（平成18年）4月24日
統計調査等業務最適化推進協議会決定

統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）の運営については、「統計調査等業務最適化推進協議会について」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に定めるもののほか、下記のとおりとする。

記

1 開催

- (1) 協議会は、必要がある場合に議長が随時招集するものとする。
- (2) 議長は、前項に定めるほか、協議会の構成員から要請があり、必要と認めるときは、協議会を招集するものとする。
- (3) 協議会の構成員が出席できないときは、当該構成員の指名する代理の職員が出席することができる。
- (4) 協議会は、構成員（代理の職員を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 議決

協議会に付議された事項のうち協議会の決定とするものの議決は、協議会に出席する構成員（代理の職員を含む。）において、全会一致により行う。

3 専門部会

- (1) 協議会は、各府省共同利用型システムの運営その他統計調査等業務の業務・システムの最適化の推進に関し、特定の事項について専門的な検討、連絡調整等を行う必要があるときは、専門部会を設置するものとする。
- (2) 専門部会に主査を置く。主査は、議事を整理し、会議の進行を行う。
- (3) 主査は、必要に応じ、専門部会の検討状況等を協議会に報告するものとする。
- (4) 上記1及び2に定める事項は、専門部会の決定とする議事に準用するものとする。

当面の検討課題（案）

以下の検討課題を念頭に置きつつ、専門部会等において具体的取組の方向性、方針を検討し、必要に応じて協議会に報告する。

1 最適化計画

平成 19 年度以降における各府省の情報システムの整備を視野に入れた府省別計画の改定（改定時期：平成 18 年 7 月頃を想定）

等

2 各府省共同利用型システムの運営に要する費用

各府省共同利用型システムの運営に要する費用の整理

各府省その他の利用機関が負担する利用料金の在り方

等

3 各府省共同利用型システムに関連する開発・運用等

各府省共同利用型システムの開発及び運用

各府省共同利用型システムと各府省の情報システムとの連携等

統計調査のオンライン化に係る電子調査票の開発等

等

4 指定統計調査の調査項目に関する標準化

調査項目の定義情報の形式

指定統計調査の調査項目のうち標準化の検討を行う対象項目

等

共通問題専門部会の設置について（案）

2006年（平成18年）4月24日
統計調査等業務最適化推進協議会決定

- 1 統計調査等業務の最適化に係る各府省に共通する問題について、専門的な検討、連絡調整等を行うため、「統計調査等業務最適化推進協議会の運営について」（2006年（平成18年）4月24日統計調査等業務最適化推進協議会決定）に基づき、統計調査等業務最適化推進協議会に共通問題専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。
- 2 専門部会は、次に掲げる事項に係る専門的な検討、連絡調整等を行う。
 - (1) 統計調査等業務の業務・システム最適化計画の改定に関すること。
 - (2) 各府省共同利用型システムの利用料金に関すること。
 - (3) (2)に掲げるもののほか、各府省共同利用型システムの運営に関する重要事項に関すること。
 - (4) その他統計調査等業務の業務・システムの最適化の推進に関すること。
- 3 専門部会の構成は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要に応じ関係職員、学識経験者、民間有識者等を出席させることができる。

主 査 総務省統計局統計情報システム課企画官
部会員 統計調査等業務最適化推進協議会を構成する機関の職員（室長相当職又は課長補佐相当職）
- 4 専門部会の庶務は、総務省統計局統計情報システム課において処理する。

情報システム専門部会の設置について（案）

2006年（平成18年）4月24日
統計調査等業務最適化推進協議会決定

- 1 統計調査等業務に係る各府省共同利用型システムその他統計調査等業務の最適化に係る情報システムの整備及び管理について、専門的な検討、連絡調整等を行うため、「統計調査等業務最適化推進協議会の運営について」（2006年（平成18年）4月24日統計調査等業務最適化推進協議会決定）に基づき、統計調査等業務最適化推進協議会に情報システム専門部会を置く。
- 2 専門部会は、次に掲げる事項に係る専門的な検討、連絡調整等を行う。
 - (1) 各府省共同利用型システムの開発及び運用並びに各府省の情報システムとの連携等に関すること。
 - (2) 統計調査のオンライン化に係る電子調査票の開発等に関すること。
 - (3) 政府統計個票データレイアウト標準記法に関すること。
 - (4) 統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目に関すること。
 - (5) ホームページにおける政府統計公表予定掲載規準に関すること。
 - (6) その他統計調査等業務の最適化に係る情報システムの整備及び管理に関すること。
- 3 専門部会の構成は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要に応じ関係職員、学識経験者、民間有識者等を出席させることができる。

主 査 総務省統計局統計情報システム課企画官
部会員 統計調査等業務最適化推進協議会を構成する機関の職員（室長相当職又は課長補佐相当職）
- 4 専門部会の庶務は、総務省統計局統計情報システム課において処理する。